

議案第 8 号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 12 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
杉並区行政財産使用料条例（昭和 50 年杉並区条例第 44 号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第 3 中

1 箇所当たり 1, 020 円
1 台当たり 711 円
同 1, 601 円
同 2, 491 円
1 本当たり 1, 377 円
1 メートル当たり 102 円
同 122 円
同 306 円
同 612 円
1 平方メートル当たり 1, 020 円
1 本当たり 816 円
1 メートル当たり 122 円
同 306 円
同 612 円
1 箇所当たり 1, 020 円
同 408 円
1 平方メートル当たり 721 円 (地上露出部分)
同 306 円 (地下部分)

を

1 平方メートル当たり	510円
同	823円

1 箇所当たり	1,173円
1 台当たり	817円
同	1,841円
同	2,864円
1 本当たり	1,583円
1 メートル当たり	117円
同	140円
同	351円
同	703円
1 平方メートル当たり	1,173円
1 本当たり	938円
1 メートル当たり	140円
同	351円
同	703円
1 箇所当たり	1,173円
同	469円
1 平方メートル当たり (地上露出部分)	865円
同 (地下部分)	351円
1 平方メートル当たり	586円
同	987円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けた者

の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

公衆電話所等の使用料を改定する必要がある。

別表第3 改定資料

(改定後)

(現 行)

区 分		使用料の額 (月額)	使用料の額 (月額)
公衆電話所		1箇所当たり 1, 173円	1箇所当たり 1, 020円
自動販売機等	小型 (0.5平方メートル未満)	1台当たり 817円	1台当たり 711円
	中型 (0.5平方メートル以上1平方メートル未満)	同 1, 841円	同 1, 601円
	大型 (1平方メートル以上)	同 2, 864円	同 2, 491円
電柱等	本柱、支柱又は支線	1本当たり 1, 583円	1本当たり 1, 377円
電線		1メートル当たり 117円	1メートル当たり 102円
地下電線	外径40センチメートル未満のもの	同 140円	同 122円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 351円	同 306円
	外径1メートル以上のもの	同 703円	同 612円
鉄塔		1平方メートル当たり 1, 173円	1平方メートル当たり 1, 020円
標識		1本当たり 938円	1本当たり 816円
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル当たり 140円	1メートル当たり 122円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 351円	同 306円
	外径1メートル以上のもの	同 703円	同 612円
変圧塔、マンホールの種類		1箇所当たり 1, 173円	1箇所当たり 1, 020円
郵便差出箱又は信書便差出箱		同 469円	同 408円
地下の占用物件		1平方メートル当たり	1平方メートル当たり

	865円 (地上露出部分)	721円 (地上露出部分)
	同 351円 (地下部分)	同 306円 (地下部分)
高架の占用物件	1平方メートル当たり 586円	1平方メートル当たり 510円
天体、気象又は土地の観測施設	同 987円	同 823円

付記

- 1 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。
- 2 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。